

ケータリングカーによる飲食品販売業務委託事業者  
募集要項

令和7年1月

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

## 委託の目的

公益財団法人埼玉県公園緑地協会（以下「委託者」という）が管理する公園等の利用者を対象に飲食物等の便益を提供するため、ケータリングカーによる飲食品販売を希望する事業者（以下「受託者」という）を登録する。飲食物等の移動店舗を営業することにより、魅力ある公園づくりに資することを目的とする。

### 1. 出店場所・日時

委託者が管理する公園内で、委託者から指示された出店場所、営業日・時間・台数に基づき、営業を行う。

### 2. 委託方式

受託者は、委託者との間で別途業務委託契約を締結する。契約は単年度更新。

### 3. 応募資格

以下の全てに該当すること。

- ①令和7年1月現在、飲食業について3年以上の優良な経営実績を有している法人又は個人事業主であること。
- ②登録申請時点で、自動車による飲食店営業許可を必要な保健所から取得していること。また、当該許可車両を運転できる運転免許を取得していること。
- ③公園等の公の施設への出店実績があり、安全かつ魅力ある公園づくりに資することのできる運営力や信頼性を有すること。
- ④令和4年4月1日以降食中毒及び火災などの事故がないこと、また、ケータリングカーに係る重大な交通事故（死亡、入院を伴う人身事故）がないこと。
- ⑤次のいずれかに該当しないこと。
  - イ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ⑥無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

### 4. 主な営業条件

#### ①管理規則の遵守

・受託者及びその従業員者は、委託者の営業方針、管理運営方針に従うこと。

#### ②営業日数／営業時間／出店場所

- ・委託者が指示する営業日、営業時間、出店場所、台数に従って営業すること。なお、登録事業者が多い場合、状況によっては出店できない場合もある。
- ・新興感染症のパンデミック等の予期せぬ事態が発生した際、出店を禁止する場合がある。

#### ③業種・業態／取扱い品目／販売方法

##### ・業種・業態

飲食店営業（飲食店営業許可（自動車によるもの）に基づくもの）

販売員等は、来園者に丁寧な接客をできること。販売の際に、服装や風貌、接客態度により来園者に粗野または不快な印象を与えてはならない。委託者がこの点の判断を行うものとする。

- ・取扱品目…ご飯類、麺類、軽食類、菓子類（かき氷、アイス類を含む）、清涼飲料水（自動販売機を除く）

※アルコール類については、委託者があらかじめ販売することを承認した営業日、営業時間、出店場所、台数及び品目についてのみ販売を認めます。

・販売方法…対面式販売（自動販売機による営業は認めません）

#### ④販売品目・価格

・販売品目・価格については、受託者が委託者に申し出て、委託者の承認を得たうえで決定すること。また、販売品目・価格の変更についても同様とする。

#### ⑤飲食営業の許可等の取得

・移動販売車について保健所から許可を取得すること。また、許可の更新は受託者の負担で行うこと。許可が取り消された場合や更新できなかった場合は、契約を解除する。

#### ⑥再委託の禁止

・契約に基づく全部または一部の権利を、第三者に譲渡・転貸または担保に供する等の一切の行為を禁ずる。  
・また、第三者への再委託による運営も原則禁止する。（ただし、あらかじめ委託者に書面による承諾を受けた場合はこの限りでない。）

#### ⑦原状回復

・営業日ごとに、営業終了後直ちに受託者の費用で原状回復をすること。

#### ⑧損害賠償

・業務の遂行に当たって第三者または委託者に損害を与えた場合、受託者の責任において賠償すること。  
・保健所、消防等の行政指導により、委託者が受託者に対して業務の停止を命じたときには、直ちに従うこと。また、受託者は委託者に対しその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできない。

#### ⑨契約の締結条件

・出店に係る条件は委託者からの依頼に基づくものに限る。受託者の希望、都合による出店は認めない。出店公園、出店場所、時間、台数を含め、オペレーションは委託者の指示に従うこと。委託者の了解なしに途中閉店も認めない。  
・営業時は、必ずゴミ箱を設置し、当該ゴミ箱内のゴミを全て持ち帰った上で、適正に処理すること。

#### ⑩国税、県税、市税等の未納または滞納がないこと。

#### ⑪安全・衛生的に食品を搬送できるよう、安定的な仕入先等を有していること。

#### ⑫受託者の負担すべき経費について負担能力があること。

#### ⑬関連費用等

・ケータリングカーに係る税金、車検、保険料、その他の維持管理費用等は、全て受託者の負担となる。

#### ⑭所沢航空記念公園の出店について

・所沢航空記念公園への出店は別紙1を参照すること。

### 5. 主な経済条件

#### (1) 売上管理、手数料

- ・土日祝日の委託手数料は、売上金額の20%とする。（売上金額、委託手数料共に税込）  
ただし、1日20台以上出店可能な事業者については、審査の上、土日祝日の委託手数料を15%とする。
- ・平日の委託手数料は、売上金額の10%とする。（売上金額、委託手数料共に税込）
- ・売上金は受託者が収受し、営業日ごとに売上額を委託者に報告すること。売上額は1ヶ月ごとに集計し、委託手数料を翌月末日までに支払うこと。
- ・委託手数料の支払いに要する経費は受託者の負担とする。
- ・1月末日時点で前年度の売上額に満たない場合は、契約の更新をしない場合がある。

### 6. 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※契約期間中の運営状況等に問題がなければ、年度ごとに契約を更新する。

### 7. 募集スケジュール

#### (1) 募集スケジュール

##### ①募集要項及び申請書配布

配布期間は令和7年1月10日（金）～令和7年1月28日（火）正午まで

②質疑受付期間

令和7年1月23日（木）から令和7年1月28日（火）正午まで

※委託者HP（<https://www.parks.or.jp/association/>）から専用の入力フォームをご案内します。

③質疑回答期限

令和7年1月31日（金）までに回答

※委託者HP（<https://www.parks.or.jp/association/>）にまとめて掲載します。

④申請書の受付

受付期間は令和7年1月31日（金）～令和7年2月7日（金）正午まで

※E-mail（[kikaku@parks.or.jp](mailto:kikaku@parks.or.jp)）にて受付します。

※受領確認後、メールで受領連絡をします。提出後3営業日を過ぎても受領連絡のない場合、委託者経営企画部宛に電話で問い合わせをしてください。

※10MB以上のファイルサイズの場合は事前にご連絡ください。提出方法を指示します。

⑤審査決定通知

令和7年2月26日（水）までに通知

(2) お問い合わせ先

〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4丁目130番地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会 経営企画部企画課

電話 048-640-1593

8. 留意事項

- 審査の結果により登録できないなど、ご希望に添えない場合もあります。
- 審査結果については、いかなるお問い合わせにも回答できません。あらかじめご了承ください。

(別紙1)

## 所沢航空記念公園における出店場所等にかかる調整について

移動調理販売車業務における業務委託契約者（以下「契約者」という。）が所沢航空記念公園（以下「航空公園」という。）に出店を希望する場合、出店場所等について次のとおり調整する。

### 1. 出店可能な事業者について

契約者のうち、航空公園に出店可能な者は、次の（１）、（２）及び（３）のとおりとする。なお、出店場所は所沢航空記念公園利用調整用図面（次ページ参照）に定められたA、B、C及び①、②、③、④、⑤の区画とする。

#### （１） A、B、C区画への出店について

- ア 令和5年度及び令和6年度に1年以上（一月につき1回以上の出店を12回以上）航空公園に出店した経歴がある契約者のみが、出店できることとする。
- イ A区画に出店できる契約者は出店台数を原則、土曜日は2台以上、日曜日・祝日は3台以上を出店することが可能な事業者とする。  
出店区画の決定以降において上記台数の出店が出来ない場合、天候など相応な理由がない限り、出店区画の変更を指示する場合がある。
- ウ それぞれの区画の出店可能台数は所沢航空記念公園管理事務所（以下「管理事務所」という。）が別途定める。

#### （２） ①、②、③、④区画への出店について

- ア A、B、C区画内への出店基準（上記（１））を満たさない契約者（新規契約事業者及びA、B、C区画における区画の決定方法（下記2のイ）の結果による契約者を含む）が出店できることとする。
- イ それぞれの出店可能台数は管理事務所が別途定める。

#### （３） ⑤区画への出店について

- ア 主に平日にランチを提供できる契約者のみが出店できることとする。
- イ 区画の出店可能台数は管理事務所が別途定める。

### 2. A、B、C及び①、②、③、④、⑤の区画の決定方法について

- ア 航空公園に出店を希望する契約者は、申請書類と合わせてヒアリングシート（様式4）を提出すること。
- イ 出店の可否及び出店区画については、ヒアリングシート（様式4）をもとに管理事務所が決定する。ただし、管理事務所が同等規模と認めた候補契約者が複数あった場合は抽選を行う。
- ウ 抽選の方法は、管理事務所が別途定め指示する。
- エ 抽選の時期は、移動調理販売車業務を委託する1か月前までに行うこととする。
- オ 決定した出店区画は、業務委託契約の期間中は固定とする。ただし、出店契約者が出店区画変更の指示を受けた場合や、何らかの理由により出店できない場合は、該当年度において、管理事務所が区画変更の指示を行う場合がある。

### 3. その他

- ア 航空公園における出店に関しては、管理事務所の指示に従うこととする。
- イ 定めのない事項又は各項の解釈について疑義が生じた時は、その都度、管理事務所と契約者において協議して定める。



## 提出書類一覧（ケータリングによる飲食品販売）

以下の書類データを E-mail（kikaku@parks.or.jp）宛にお送りください。

受領確認後、メールで受領連絡をします。提出後3営業日を過ぎても受領連絡のない場合、当協会経営企画部宛にお電話をお願いいたします。（TEL048-640-1593）

10MB 以上のファイルサイズの場合は事前にご連絡ください。提出方法を指示します。

※8～10については会社案内で代用していただいても結構です。

※申請書、証書関係はスキャンデータをメールでお送りください。

### 1 申請書

- 様式1（申請書）
- 様式2（個人情報の取扱いについて）
- 様式3（出店が可能である公園について）
- 様式4 ケータリングカーの出店希望にかかるヒアリングシート（所沢航空記念公園に出店を希望する受託者のみ）

### 2 登記簿謄本（写し）※法人のみ

### 3 個人事業の開業・廃業等届出書（写し）※個人事業主のみ

### 4 法人事業税又は個人事業税の納税証明書（写し）

### 5 決算書（法人）又は確定申告書（個人事業主）（直近のもの2年分）

### 6 ケータリングカーの飲食店営業許可証（写し）

※20台以上の出店が可能な事業者は、最低20台分の営業許可証（写し）を用意すること。

### 7 食品衛生責任者資格者証（写し）

### 8 会社概要

### 9 営業所一覧（製造工場・調理場含む）

### 10 会社の沿革

### 11 出店実績一覧（プール、動物園、大規模イベントなどでの出店実績など）

※出店している状況が分かる画像を添付すること。

### 12 主な取引先一覧

### 13 主力販売商品（メニュー）一覧表（画像・想定販売価格及び商品説明を含む）

### 14 営業に係る損害賠償保険の加入についての書類（保険証券写しなど）